

登記手数料令等の一部を改正する政令案の概要に関する意見募集の結果について

法務省民事局民事第二課

令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで、登記手数料令等の一部を改正する政令案の概要に関する意見の募集を行いました結果、提出者単位で11件の御意見（団体2件、個人9件）が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

なお、本件に直接関係がなかった御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、今後の制度改正等を検討するための参考とさせていただきます。

おって、本件に係る政令案は、「登記手数料令等の一部を改正する政令」として、令和7年2月19日（水）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

項番	意見の概要	御意見に対する考え方
(1) 登記手数料令等に規定する各種手数料の額の適正化に対する御意見		
1	昨今のインフレで値上げは仕方ないと思います。	本政令案への賛同意見として承ります。
2	今般の登記手数料令等の一部を改正する政令案の概要について賛同します。	本政令案への賛同意見として承ります。
3	行政サービス提供にかかる相応の負担の為に価格を改定することは妥当であり、意見はありません。	本政令案への賛同意見として承ります。
4	<p>今般の改正における不動産登記及び商業・法人登記関係についての改定額については、すべて値上げをする改正となっており、オンライン請求が増加傾向を見せていることから、その値上げ率は抑えられている。書面請求については人件費等を考慮されているものと推定される。今後の登記事項証明書等の請求については、行政手続きのオンライン化の加速に加え、デジタルデータによる情報提供が検討されている中、改正案の趣旨については理解することができる。</p> <p>よって、さまざまな事情を考慮し、当該改定を行うことについては特に異議を述べるものではない。</p>	本政令案への賛同意見として承ります。
5	<p>手数料改定に異論はないが、登記事項証明書も戸籍電子証明書のような電子交付をすべきである。</p> <p>登記申請のオンライン化が進んでも、登記完了後の証明書は紙べ</p>	<p>本政令案への賛同意見として承ります。</p> <p>交付のオンライン化に関する御意見</p>

	<p>ースと言うのではオンライン完結とは言えない。 登記識別情報の電子交付が存在するのだから、すぐにでもできるはずだ。</p>	<p>は、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>物価高による一部の大型企业しか所得が上がらない状況で、国民生活が悲哀している中での国家事業での行政コストを値上げするためには、当該事業での損益分岐点利益率及び職員給料の公開、労働分配率などを公開して行財政改革に努めた上で、物価スライド方式による年金の値上がりが行われた上で行うべきであり、安直な値上がりには大反対である。</p>	<p>登記事項証明書等の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮した結果、登記手数料の適正化を図る必要があるため、原案を維持させていただきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>オンラインの請求で郵送を希望する場合は、郵送料が値上がりしたこともあるので値上げについては理解できるが、オンライン請求の窓口交付の場合にも値上げするというのは理解できない。</p> <p>電車賃やガソリン代も値上げがされているので、窓口交付については値下げか価格据え置きにして窓口交付の利用を促す方向にした方が良いのではないかと考える。</p>	<p>オンラインによる請求で窓口での交付を希望する場合の登記手数料について、物価の状況、登記事項証明書等の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮した結果、適正化を図る必要があるため、原案を維持させていただきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>オンライン申請の利用促進の観点からオンライン申請の場合での価格を据え置きし、書面申請を増額する方法が良いのではないか。</p>	<p>オンラインにより請求する場合の登記手数料について、物価の状況、登記事項証明書等の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮した結果、適正</p>

		<p>化を図る必要があるため、原案を維持させていただきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
(2) 商業登記電子証明書の手数料について		
9	<p>電子手続きの利用や電子契約への移行を促す観点から、印鑑証明書の改定額を更に引き上げるべきである。</p> <p>一方で、電子証明書の手数料は、改定案より更に引き下げるべきである。</p>	<p>改定額は、交付等に係る必要経費及び利用見込み件数等を踏まえて算出されたものであるため、原案を維持させていただきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
1 0	<p>商業登記電子証明書は代表者のマイナンバーカードを用いて無料で利用できるようにすべき。2024年にもなってMacにも対応していない遅れたサービスに高額な利用料が請求される理由が分からない。利権の匂いを感じる。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
1 1	<p>電子証明書の交付手数料はオンライン請求の証明書より安価にするべきであり、民事法務協会の提供する登記情報（証明力なし）に数十円上乗せ程度に収めるのが望ましい。</p>	<p>改定額は、交付等に係る必要経費及び利用見込み件数等を踏まえて算出されたものであるため、原案を維持させていただきます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
1 2	<p>証明書等の値上げは賛成ですが、電子証明書の期間1月を新設するのは反対です。</p>	<p>商業登記電子証明書について、より短期かつ低額での利用を求める声があ</p>

	<p>企業からこの期間へのニーズがあるとすれば3か月より安いというほぼ1点の理由となると思いますが、新料金表では3か月でも1100円であり、600円を浮かすためにより短期の区分を新設する必要性が理解できません。試しに1回取得する企業からの要望があったとしても、最短3か月で十分と思います。</p>	<p>ったことから実施するものであるため、原案を維持させていただきます。</p> <p>なお、商業登記電子証明書の証明期間は請求者が定めることとなっており、従来どおり請求者が3月以上の期間を選択することも可能です。</p>
13	<p>商業登記電子証明書については、更なる活用が望まれる中、一定の値下げとともに、証明期間についての改定は賛成する。</p>	<p>本政令案への賛同意見として承ります。</p>
(3) その他		
14	<p>施行期日について</p> <p>一般国民の利用もされていることから、十分な周知を行うことが望ましい。関係団体に対する理解と協力を求め、必要な広報活動を行うことが望ましい。なお、再度改定する場合には、関係団体やヘビーユーザーに対し事前の説明をすることにより、改定による手続が円滑に実施されると思料する。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>